

2011年9月27日

復興財源（B型肝炎対策財源を含む）としての税制措置について

民主党税制調査会役員会

○心構え

⇒議員定数削減等、国会議員がまず身を切る。

⇒公務員宿舎、国有地、独法法人等の資産の売却の具体化、公務員人件費削減等、官も身を切る。

○税目

⇒社会保障・税一体改革との整理などの観点から、
所得税＋法人税を中心

なお、法人税は雇用促進・経済成長戦略の観点から配慮する。

⇒所得税付加税を抑制する観点、健康の観点から課税のあり方を検討すべきとの基本的考え方と両立する措置として、

＋たばこ税

その際は、葉たばこ農家や小売り・雇用への影響などを鑑み、政府及びJTは対策に万全を期すべきである。また、たばこ税の基本的考え方に基づく課税のあり方及びたばこ事業法を含むたばこ事業のあり方については引き続き検討を行う。

○期間

⇒経済に配慮する観点から、負担を抑制しつつ、できる限り早期に措置を終える。このため、10年（法人税は3年、地方税は5年）を基本としつつ、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

○時期

⇒実施時期は、経済の復興状況や周知期間等に配慮する。

具体的には、

- ・法人税は、平成24年4月から
- ・個人所得税付加税は、平成25年1月から
- ・個人住民税の均等割の引き上げは、平成26年6月から
- ・たばこ臨時特別税等については、平成24年10月から

以上について、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

○その他

⇒所得税付加税、法人税付加税の名称

⇒政府与党は、引き続き税外収入等による財源確保に努める。将来において財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの中に織り込むこととする。

仮に、財源確保額が、財源フレームの見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。